

歯科衛生士が新型コロナウィルス感染症（COVID-19）が疑われる患者に口腔ケアを行う際の注意事項について

—第1報—

歯科衛生士部会委員長

池上 由美子

1 はじめに

現在日本における新型コロナウィルス感染症（COVID-19）患者は増加し、2020年3月17日現在感染者は、814名（死者24名）国外においては、感染者152,040名死亡者57,06名と日々増加している。日本からの入国制限も56カ国となり全世界的に感染が拡大している。そのため、今後、限られた第一種感染症指定機関以外でも多くの病院で受け入れが開始されることが予想できる。また新型コロナウィルス感染症（COVID-19）はPCR検査で陽性でも無症状の患者も多いため、病院や歯科診療所に感染を知らずに入院、通院している可能性もあると考えられる。

現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが感染ルートとして考えられている。そのため、口腔ケア時には、この両方に考慮した感染対策が必要になってくる。

私が所属するがん・感染症センター東京都立駒込病院は第一種感染症指定医療機関であり、新型コロナウィルス感染症についても、病院内の感染症制御科、感染管理認定看護師を中心としたICT(院内感染対策室)が中心となって日々変化する情報を精査し全職員への注意喚起と感染管理の情報提供を行なっている。

今回、厚生労働省、国立感染症研究所 国立国際医療研究センター等が発表している最新の情報と当院が実施している予防策と併せて要点をまとめたので参考にしていただければ幸いである。

2 歯科外来・歯科医院の待合室の環境整備について

まず、新型コロナウィルス感染症については（あるいはCOVID-19感染症に限らず）、以下の感染予防策を常に行うことをお勧めする。（感染管理は、標準予防策の遵守が大前提である。）

1) 歯科外来、歯科医院の患者待合室・受付業務における注意事項について

環境整備：

- ①環境整備の際は、フェイスシールド付きサージカルマスク、エプロン、手袋を装着して行う
- ②診療前・診療中・診療後など3回以上清掃・消毒を行う

歯科衛生士等が行う通常の清掃として、外来待合室などを界面活性剤による清拭後、可能であればアルコール含有のディスポタオルなどで不特定多数が接触する所の清拭を行う。（現在アルコール類の消毒薬剤が不足しているとの報告を多く受けているので、アルコール類が不足している場合は次亜塩素酸ナトリウム溶液0.05%~0.1%に浸漬したディスポタオルなどで清拭する。）

例) 入り口のドアノブ、スリッパ、靴べら、診察券入れ、手すり、いす、受付のカウンター、問診記載のボールペン、問診票の版、電話、トイレのドア、トイレットペーパーのケース、診察室も同様にユニット周り、手鏡（TBI時使用）などの清拭を実施する。

③待合時間に閲覧用に置いている雑誌等については、感染症が拡大している時期のこの期間はしばらく設置を止めるなどを検討する。

2) 予約の際の注意点 :

受診予約の際に、新型コロナウィルス感染症を疑うべき状況としては以下の3点に留意する。

- ① 14日以内に新型コロナウィルス感染している人と濃厚に接触している時（患者と同居している、お互いにマスクをつけずに数分間以上会話をした、閉鎖された空間に1時間以上一緒にいた）
- ② 発熱、呼吸症状などが発症してから4日以上が経過しているにもかかわらず軽快せず、インフルエンザなどの他の疾患が確認されない時
- ③ 患者の住居付近、地域で新型コロナウィルス感染症の大きな流行が認められた時このような症状が見られるようなら、歯科医師に情報を伝え確認し、受診の有無、予約時間、予約の変更などの指示を仰ぐ。歯科治療などの緊急に必要でなければ風邪症状が落ち着くまで治療を延期するなどの歯科医師の指示を確認する。

しかし、上記の症状などがある患者が来院した際には、発熱や呼吸器症状を訴える患者とその他の患者、または発熱や呼吸器症状を訴える患者同士が一定の距離を保てるよう配慮する。呼吸器症状を呈する患者にはサージカルマスクを着用し来院してもらう。可能ならば、予約時間をずらして他患者とは接触しないように、診療の最後の時間に予約を取るなどの対策を行う。可能であれば、空気清浄機の運転、窓を開けての換気を行う。公益社団法人日本歯科医師会ではウェブサイトに院内掲示板用として患者さんへ受診の際の注意事項等を掲載しているので参照いただきたい。

3) 歯科材料などの納入業者への対応

物品の納入などは歯科医院や病院の玄関先で行い、診療室内への立ち入りは避けていただく。診察室に入る場合は、玄関先でアルコールによる手指衛生を行ってもらい、なるべく共用の場所（トイレなど）には立ち入らないように求める。

3 口腔ケア時・診療介助時の感染予防について

① 標準予防策を遵守し手指衛生を実施する

医療従事者は、標準予防策を遵守し、呼吸器症状のある患者の診察時にはサージカルマスク、フェイスシールド（ゴーグル）、ガウン、ディスポエプロンなどの個人防護具（PPE）を着用し、手指衛生を遵守する。

② 歯科衛生士が行う口腔ケア時の注意点

歯科衛生士が行うスケーリングやPMTCの際には、あらかじめ必要な物品を全て用意し、可能な限りディスポ製品を使用する。必ず、PPEを着用し、飛沫に留意して、口腔外バキュームを作動しながら実施する。

③ PPEの脱着時の注意点

サージカルマスクや手袋などPPEを外す際には、それらにより環境を汚染しないよう留意しながら外し、感染性廃棄物のゴミ箱などに破棄する。さらに手指衛生を遵守し、手指衛生の前に目や顔を触らないように注意する。

4 医療機関における新型コロナウィルスの疑いがある人や新型コロナウィルス患者の診療時の感染予防策について - 新型コロナウィルス感染症患者(確定例)、疑似症患者、濃厚接触者のうち何らかの症状を有する者を診察する場合の注意点を述べる。

① 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う

② 診察室及び入院病床は個室が望ましい

③ 診察室及び入院病床は陰圧室である必要はないが、十分換気する

エアロゾルが発生する可能性のある手技(例えば気道吸引、気管内挿管、下気道検体採取、歯科治療、口腔ケア)を実施する場合には、N95マスク(またはDS2などそれに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグルまたはフェイスシールド)、長袖ガウン、手袋を装着し、口腔外バキュームを稼働させる。

患者の移動は医学的に必要な目的に限定する なお、職員(受付、医事課職員、院内警備員など)も標準予防策を遵守する。

N95マスクの使用に際しての注意点は、マスク着用前に、事前のフィットテストと着用時のシールチェックを行ってから装着することが必要である。

通常の歯科医療機関では、N95 マスクを装着しての歯科治療の介助や口腔ケアなどを行っている施設は非常に少なく、扱いに不慣れなことが予想できる。マスク、ゴーグルまたはフェイスシールド、長袖ガウン、手袋などの PPE を脱ぐ際の手順に習熟し、汚染された PPE により環境を汚染しないように注意する。手指衛生を実施しないまま、自身の眼や顔面を触れないようすることなど細心の注意が必要となるため、使用に関しては歯科医師に指示等を確認し実施する。

5 個人防護具（PPE）の取り扱いについての注意点

1) 装着手順について（病室入室前、口腔ケア開始前に装着する）

- ① 手指衛生→N95 マスクをつける
 - ② ガウン・フェイスシールド付きマスクをつける
 - ③ キャップをつける
 - ④ 手袋をつける
- ①～④の準備をしてから入室し、診療の介助等につく。診療にあたっては、個室での対応や診療室内の換気が十分に行える環境が望ましい。

2) 外し方手順について（N95 マスク以外は病室を出る直前か前室で外す）

- ① 手袋を外す→手指衛生を行う
- ② ガウンを外す
- ③ シールド付きマスクを外す（＊ここまで室内の PPE 専用のゴミ箱に捨てる）→部屋を退出する→手指衛生を行う
- ④ N95 マスクを外す→手指衛生を行う

3) PPE などの使用物品についての選択と処理

手袋、帽子、ガウン、エプロンなど患者環境で使用する被覆材には、可能な限り使い捨て製品（ディスポ）を使用する。使用後は専用の感染性廃棄物用容器に密閉するか、あるいはプラスチック袋に二重に密閉したうえで、外袋表面を清拭消毒して患者環境(病室、診療室など)より持ち出し、焼却処理する。リネン類の洗濯にあたっては、通常の 80°C・10 分間の熱水消毒後、洗浄を行うか次亜塩素酸ナトリウム溶 0.05%~0.1%に浸漬してから洗浄する。

6 環境中における新型コロナウイルス(2019-nCoV、SARS-CoV-2)の残存期間について

新型コロナウイルスの環境中の残存期間については、現時点では不明である。他のコロナウイルスに関しては、20°C程度の室温におけるプラスチック上で、SARS-CoVでは6・9日、MERS-CoVでは48時間以上とする研究がある。

インフルエンザウイルス A(H1N1)pdm09 の残存期間は数時間から24時間程度と報告されており、SARS-CoV、MERS-CoV はインフルエンザウイルスに比較して残存期間が長い。今回の2019-nCoV（別名 SARS-CoV-2）についてもインフルエンザウイルスに比較して環境中に長く残存する可能性があるため、以下のような対応を推奨する。

医療機関においては、患者周囲の高頻度接触部位などはアルコールあるいは0.05% - 0.1%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。詳細については、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」等を参考にする。

7 医療従事者の健康管理について

職員の対しても、出勤時に以下の対応をお願いする。

- ① 毎日の健康チェックで体温を測定し申告する
- ② 出勤し外から入室するときは手指衛生（アルコール）をしてから入室する
- ③ 軽微であっても発熱や症状があったら仕事は休む
- ④ 毎朝のミーティング等で医療従事者の健康チェックを実施する
- ⑤ 家族等に新型コロナウイルスの感染者や感染の可能性がある場合などの情報提供
医療従事者が健康管理を行う上で、家族等に新型コロナウイルスの感染者や感染の可能性がある場合などの情報提供を行う際は、必ず個人情報に留意し、守秘義務を遵守して倫理的な対応を心がける。

おわりに

私たちが歯科治療や口腔ケアを行なっている患者の多くは基礎疾患を抱えている。がん治療でがん薬物療法を行なっているがんサバイバーも多い。がん患者が新型コロナウィルス感染症（COVID-19）にかかると重症化しやすいことがデータでも明らかになっている。中国疾病予防管理センター(China CDC)からの報告に、がん患者さんの致死率は5.6%という情報がある。この報告には、武漢在中の高齢者も含まれているので「がん患者の致死率が非常に高い」と数字だけをみて怖がる必要はないが、一般の方と比べたら感染しやすいことに注意し、感染予防に努めることが重要である。がん薬物療法は好中球減少症やリンパ球の減少を引き起こすため、細菌感染しやすくなる。特に、重症化のリスクが上昇することが報告されている、糖尿病、高血圧、心疾患、脳血管疾患、ステロイド剤長期投与、半年以上の抗がん剤投与、高齢者、人工透析者などの患者は注意が必要である。がん治療を行なっている患者への口腔ケア時には、適切な感染管理下でのケアを実施し、患者にとって必要な感染管理の情報を提供することも歯科衛生士が行う口腔健康管理である。私たち歯科衛生士一人一人が、毎日の生活の中でも感染管理に留意し、患者や他の医療従事者への交差感染を防止し、患者への安全な医療の提供と診療に関わる多くの医療従事者の安全を守ることを心がけて欲しいと思う。

また、新型コロナウィルス感染症（COVID-19）についての情報は、常に新しい知見が追加される。国立感染症研究所 国立国際医療研究センターや厚生労働省のウェブサイトなどの情報を必ず確認いただきたい。

参考

日本環境感染学会：医療機関における新型コロナウィルス感染症への対応ガイド 第2版
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide2.pdf

WHO: Home care for patients with suspected novel coronavirus (nCoV) infection presenting with mild symptoms and management of contacts.

[https://www.who.int/publications-detail/home-care-for-patients-with-suspected-novel-coronavirus-\(ncov\)-infection-presenting-with-mild-symptoms-and-management-of-contacts](https://www.who.int/publications-detail/home-care-for-patients-with-suspected-novel-coronavirus-(ncov)-infection-presenting-with-mild-symptoms-and-management-of-contacts)

WHO: Infection prevention and control during health care when novel coronavirus (nCoV) infection is suspected.

[https://www.who.int/publications-detail/infection-prevention-and-control-during-health-care-when-novel-coronavirus-\(ncov\)-infection-is-suspected-20200125](https://www.who.int/publications-detail/infection-prevention-and-control-during-health-care-when-novel-coronavirus-(ncov)-infection-is-suspected-20200125)

WHO: Advice on the use of masks the community, during home care and in health care settings in the context of the novel coronavirus (2019-nCoV) outbreak.

[https://www.who.int/publications-detail/advice-on-the-use-of-masks-the-community-during-home-care-and-in-health-care-settings-in-the-context-of-the-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)-outbreak](https://www.who.int/publications-detail/advice-on-the-use-of-masks-the-community-during-home-care-and-in-health-care-settings-in-the-context-of-the-novel-coronavirus-(2019-ncov)-outbreak)

厚生労働省健康局結核感染症課長：感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて(健感発1227 第1号)、平成30年12月27日

China CDC Weekly 2020 Feb 17;41(2):145-151.

<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/32064853/the-epidemiological-characteristics-of-an-outbreak-of-2019-novel-coronavirus-diseases-covid-19-in-china/?dopt=Abstract>

BuzzFeed News 新型コロナで重症化のリスクがあるがん患者 抗がん剤、がんの種類、警戒すべきものは？（interviewee: 日本医科大学武藏小杉病院腫瘍内科教授勝俣範之氏）

<https://www.buzzfeed.com/jp/naokoiwanaga/koronadenorisukugarugangannosubekimonoha>

公益社団法人日本歯科医師会ウェブサイト 新型コロナウイルス感染症について

<https://www.jda.or.jp/dentist/coronavirus/>

一般社団法人 日本リウマチ学会ウェブサイト 新型コロナウイルス（COVID-19）への対応について 2020年3月9日

<https://www.ryumachi-jp.com/information/medical/covid-19/>

日本内科学会雑誌：緊急掲載 新型コロナウイルス感染症について（日本内科学会雑誌第109巻3号 2020年3月10日発行予定）ウェブサイト先行公開

https://www.naika.or.jp/jsim_wp/wp-content/uploads/2020/02/Novel-coronavirus-disease-COVID-19.pdf